

## 各主体が担う役割及び機能に関する論点（案）

**論点 1** 本制度において指定活用団体及び資金分配団体はそれぞれどのような役割を担うべきか。

※法及び中間的整理に記載された事項並びにこれまでの審議会での議論を整理したもの

### 1. 指定活用団体

○ 指定活用団体の役割としては、以下のことが考えられる。

（例）

- ・ 我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示する。
- ・ 資金分配団体や民間公益活動を行う団体に対し、資金支援を行う。
- ・ 地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。
- ・ 我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支える「インキュベーター<sup>1</sup>」及び「アクセラレーター<sup>2</sup>」の役割を担う。
- ・ 必要に応じ、非資金的支援を伴走型で行う。
- ・ 資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動の状況を把握する。
- ・ 民間公益活動に係る事業が適正な遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。
- ・ 民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進し、普及させる。
- ・ 民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるために必要な基盤整備を進め、以て市場の発展を促す。

### 2. 資金分配団体

○ 資金分配団体の役割としては、以下のことが考えられる。

（例）

- ・ 指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析する。
- ・ 事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成等を行うことなどを通じ、自立した担い手の育成を図る。
- ・ 民間公益活動を行う団体に対し、資金支援と併せて経営支援や技術支援といった非資金的支援を伴走型で行う。
- ・ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講じる。
- ・ 民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装する。

<sup>1</sup>事業が軌道に乗るまでの間、資金調達に係る支援や経営支援・技術支援などを併せて行う主体

<sup>2</sup>既にある企業の事業を加速度的に成長・加速させるために必要な資金投資やサポートを行う主体

**論点2** 指定活用団体は、どのような機能を担うべきか。

論点1で示された指定活用団体の役割を踏まえ、指定活用団体に求められる機能として、以下のようなものが考えられるのではないか。

(例)

**【法第21条第1項に規定されている業務に係る機能】**

**1. 資金分配団体への助成・貸付け及び民間公益活動を行う団体への貸付けの適正な実施（第21条第1項第1号・第2号関係）**

- ・優先的に解決すべき社会の諸課題の決定（第16条第1項第1号関係）
- ・課題解決に最適な資金分配団体の決定（第22条第5項関係）
- ・イノベーション創出、革新的手法の開発・普及（第16条第5項関係）
- ・休眠預金等活用システム全体の評価、検証

（第22条第1項、第26条第4項関係）

**2. 研究・調査機能（第21条第1項第4号関係）**

**3. プロモーション機能（第21条第1項第5号関係）**

**【審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能】**

- ・ 継続的なモニタリング
- ・ 「知の構造化センター」<sup>3</sup>機能
- ・ 情報提供機能
- ・ 人材育成・研修機能

---

<sup>3</sup> 「知の構造化」とは、自律分散的に創造された知識と知識の関係性を明らかにすること。これにより、知的価値、経済的価値、社会的価値、文化的価値に結びつけるための方法論を構築し、成果の実装に結びつける。

**論点3** 審議会において、指定活用団体から資金分配団体に対する継続的なモニタリングの必要性が議論されているが、その具体的な目的や内容はなにか。

- これまでの審議会における議論を踏まえ、指定活用団体が備えることが望ましい機能として「継続的なモニタリング」が挙げられているが、その主たる目的としては、資金分配団体が実施する事業の成果を最大化することにあると考えられる。
- 継続的なモニタリングの内容として、課題毎に資金分配団体の成果の達成状況等の横断的な進捗把握、現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・指導、成果評価を一括して行う専門機関<sup>4</sup>を指定活用団体に置き、成果の達成状況を包括的に把握するものとしてはどうか。

---

<sup>4</sup> 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施するセンター・オブ・イノベーション（COI）プログラムにおいて課題ごとに置かれる「ビジョナリーチーム」に相当。  
進捗状況の管理・把握のほか、研究計画及び予算計画の承認、評価を一括して実施する。